

インド滞在記 (その 2)

インドで領事として従事した 3 年弱の期間は、とにかく仕事の量が多く多忙だったというのが率直な感想です。

領事の日常

領事の仕事については、以前にもこのコラムでご紹介したことがありますが、業務を大別すれば、①在留邦人に対するパスポートや証明書の発給、戸籍の手続き、②在勤している国の国籍者および在住外国人に対する査証（ビザ）の審査・発給業務、③邦人援護、④日本人学校等を支援する邦人子女教育、ということになります。

当時、在インド大使館の領事班は外交官が筆者と若手大使館員の 2 名、現地採用のインド人職員が 4 名という体制でした。通常の公館では、邦人来館者への窓口対応のために日本人現地職員が配置されていますが、インド大使館で現地在住の日本人を雇用することは非常に難しい雇用環境でした。そのため、日本人職員がいない状況下では、パスポート更新や証明書発給などで来館する邦人の窓口対応にも大使館員が直接出ていくことが日課になっており、これが日常業務における追加の負担になっていました（この状況は、着任して 2 年を過ぎた頃にネイティブ並みに日本語ができるインド人男性と出会い、彼を現地職として増員したことによって館員の負担はかなり軽減されるようになりましたが…）。

領事の仕事の中で、1 日のうち大半の時間を割かれていたのが査証業務でした。在インド大使館の査証取扱件数は、年間で 7 万件以上と膨大でした。筆者が着任するまでは、査証申請のために来館したインド人が大使館の塀の外にまで行列をなしているという状況がずっと続いていましたが、年々申請数が増加するにしたがって窓口で申請を受け付ける業務だけでも膨大な作業となり、領事班の現地職員は毎日残業を強いられパンク寸前の状態に陥っていました。また、申請書の審査を行う館員も深夜までの残業により疲弊する一方という状況でした。そのため、昨今流行の働き方改革ではありませんが、業務負担軽減のために、査証申請の受付と交付の 2 つの業務を外部の専門業者に委託し、申請者は大使館ではなく委託業者の窓口に出向く方式に変更しました。これにより、

大使館の窓口申請者が殺到することはなくなり、職員の残業もかなり減り、大勢のインド人来館者の整理を行う警備業務の負担も大きく軽減されることになりました。ただ、外部業者に業務の一部を委託したからといって申請書の件数が減ったわけではありませんので、引き続き大量の申請書を審査する必要がありました。また、個々の申請で疑義がある場合は申請者を大使館に呼んでインタビューを行っていましたが、これが1日に3~4件はコンスタントにあって執務中の時間を削られていましたので、審査を行う館員の業務量軽減には繋がらず、依然として夜9時近くまで残業していたというのが日常でした。

査証（ビザ）の発給

昨今、栃木県でも在留外国人が年々増加していますが、彼らが初めて日本に入国する際には、必ず自分の国の日本大使館や総領事館で予め査証を取得します。一般に、在日外国人の滞在ステータスを“滞在ビザ”と呼んでいるのをよく耳にしますが、これは誤った呼称で、“在留資格”が正しい名称になりますので、ここであらためて査証（ビザ）について“滞在許可”との違いも含め一言触れておきます。何ら、ご参考まで。

（日本の場合）査証は、日本に渡航を希望する外国人について当該外国人が入国する適格性を有しているか、言い換えればふさわしい人物かどうかの身元審査を経て発給される“証書”で、海外の日本大使館や総領事館などの在外公館で発給されます。身元審査ですので、犯罪歴を有している場合、渡航目的や身元を偽った虚偽申請などが判明した場合、あるいは十分な渡航費用を持っていない場合などは発給されません。また、よくある誤解が「査証を取得した＝入国が許可された」と解釈されることです。査証は、あくまでも入国審査を受けるのに必要な証書（いわば、在外公館がお墨付きを与えた推薦状のようなもの）と理解するのが合理的です。査証がなければ、日本の入国審査官は何を基に審査していいかわからないということになりますので、申請人である外国人の渡航目的について、在外公館の領事が予め審査を行い、いずれのカテゴリーの「在留資格」に属するかを決めておくというのが査証を発給する目的ということになります。したがって、申請者の一次スクリーニングを通過した証明が査証ということになり、外国人は査証の発給を受けたことで入国審査を受ける資格を得たことになりますので、羽田や成田などの空港にある入国管理のブースで出入国管理庁の入国審査官により当該外国人の提示したパスポートの査証に基づいた審査が行われます。審査の過程で問題がなければ、そこで初めて上陸（入国）が許可され、これが即ち「在留資格」が付与されたことになる、というのが入国までの流れです。

日本政府は、渡航目的が観光などの短期滞在の場合（通常は滞在期間の上限が90日）、一部の国に対して査証免除措置を講じています。一部の国といっても、現在ではその数は70の国と地域に及び、これらの国籍者であれば不法滞在をしないという信頼性を有

しているとの前提で査証免除措置（日本と相手国との協定）が講じられており、入国に際して査証を取得する必要はありません。近隣諸国では、東南アジアのシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイがこの対象となっています（ただし、インドネシア及びタイは滞在期間 15 日、ブルネイは 14 日）。他方、インド人や中国人については査証免除の対象ではない（査証免除協定が存在しない）ため、日本入国に際しては必ず事前の査証取得が必須条件ということになっています。

2015 年当時、インド人に発給した査証の大半は観光や日本に長期滞在するインド人親族の訪問目的などの「短期滞在」査証（就労不可）でした。一方、就労系の渡航目的に対する査証発給事案も結構ありました。就労系査証で最も多かったのは、大卒（または同程度）の資格を求められる「技術・人文知識・国際業務」（「技・人・国」というカテゴリーの査証で、年間 1,500～1,600 件程度は発給していました。その多くが、情報処理技術（IT）系の人材でした。この点は、IT 分野に強いインドの特徴が出ていたように思います。一方、就労系の査証でないにもかかわらず事実上労働力として扱われていた「技能実習」査証については、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ミャンマー等の東南アジア諸国や中国などとは異なり、インド人が「技能実習」で訪日するケースは極めて少なかったと記憶しています。むしろ、「技能」というカテゴリーの査証申請が結構ありましたが、そのほとんどが日本のインド料理店で働くインド人シェフの申請で、日本にそれほどインド料理店があるのかと驚かされたものでした。

「技能実習」も、2018 年から就労系として扱われるようになり、特にベトナム人「技能実習」生の入国数は現在進行形で飛躍的に増加しています。一方、インド人については引き続き「技・人・国」査証が増加しており、さらにインド人への査証発給で特筆されるのは、博士、修士など高学歴で高い専門性を有する「高度専門職」査証の発給数が多いことが上げられます。これは、2012 年に創設されたカテゴリーの査証で、長期の在留期間（原則 5 年で更新可）、家族帯同の許可、帯同家族の就労制限なしなど、かなり自由度の高い査証カテゴリーですが、IT 分野や理系の研究分野、医学等の分野で高い専門性を有する高度人材を多く輩出するインドの特徴がここにも出ていたように思います（2022 年の査証発給実績では、中国、米国、台湾に次いで第 4 位）。

邦人援護

領事の仕事では、ルーティンの窓口業務と並んで重要なのが上記“領事の日常”で触れた③の邦人援護です。ニューデリーの日本大使館は、とにかく邦人援護、特に邦人旅行者の援護事案が多くありました。邦人援護は、初動から解決まで館員がかかりきりになって対応しなければならない点で、手間暇のかかる業務です。邦人援護に対応している館員は、邦人の窓口対応や査証の審査業務はできませんので、その間はもう 1 人の館員が対応することになりますが、2 人の館員のうちどちらかが休暇中、あるいは 2 件以

上の援護案件が同時進行して2人が分担して対応している場合には、館員は昼間の邦人援護対応を終えた後に夜中に大使館に戻ってルーティン業務を処理するといった具合でした。

昨今のインドは、一部の日本人にとっては魅力的な国のようで、インドの奥深さに魅了されて何度も訪れる、いわゆるインド・リピーターが多くいると聞きます。また、映像や書物でインドの魅力に触れて初めてインドを訪れ、親切的なインド人との交流などを通じてインドのファンになった日本人も多いようで、実際にインドで関わった邦人旅行者の多くがインド・ファンの人たちでした。これらの日本人旅行者に共通している特徴は、1人旅の個人旅行者でかつ1か月から2か月と長い期間インド国内を旅行している若い世代のバックパッカーが多く見受けられたことです。彼らの中には、宿泊先や国内の訪問先を予め決めていない人も多くいます。筆者の在勤当時も、「インドに慣れているから大丈夫」という根拠のない自信を持っていて、「明日の予定は明日決める」といった気ままな旅をする人たちを少なからず見受けました。そうした無計画（と言ったら失礼になるかも知れませんが）なことに端を発して、バックパッカーがトラブルに巻き込まれるケースが多くありました。インドに慣れているはずの人たちがなぜ被害に遭うのかということ言えば、それまで何も起きなかったことがラッキーだったという他はありません。実は、慣れてきた頃に油断が生じ、気の緩みがトラブル発生の原因になっていることが多いと感じました。

援護事案の実例

ニューデリー在勤当時は、幸いにしてテロや大規模事件・事故の発生はありませんでしたが、邦人保護事案ではそれまで他の在外公館では経験したことがないほど多様なものばかりでしたので、少し振り返ってみたいと思います。

在勤3年間の間に、邦人の死亡事案が6件ほどありました。うち自然死（病死）は1件だけで、あとは全て事件事故絡みです。平均して年に2件だからそんなに多くないじゃないかと思われるかもしれませんが、そもそも死亡事案などあっていいはずはありません。日本とは全く異なる非日常の旅行先では、常に警戒を怠ってはいけません。盗難、窃盗、スリなどは日常茶飯事に発生しており、その多くでパスポートも同時に盗難に遭い、再発給のために大使館を訪れる旅行者も後を絶ちませんでした。さらには、インド人に騙されて高額な商品を無理やり買わされるなどの詐欺被害に遭った日本人旅行者が窓口で助けを求めるといった日常的にあり、その都度、またかと思うと同時に何とかしなければという思いも強くなりました。

では、インドで関わった邦人保護事案のうち印象に残っているものを以下に記載しておきます。

1. デモに参加して警察に拘束
在留邦人女性が、女性へのセクハラ反対デモに参加して警察に拘束。
2. 睡眠薬強盗
邦人女性（バックパッカー、大学院生）が、親しくなったインド人に睡眠薬混入の飲料を飲まされ昏睡強盗に遭い、警察に保護され病院に入院。
3. 邦人の監禁被害事案
邦人男性（バックパッカー、大学生）が親しくなったインド人に監禁、脅迫を受け、クレジットカードで貴金属の購入を強要される。大使館員により救出された。
4. 邦人の自殺事案
ヒンドゥー教の聖地で、邦人男性（バックパッカー、大学生）が自殺。訪印した大学生の両親を支援したが、両親が自殺の事実を受け入れず、何者かに殺害されたと主張してインド警察への捜査要請を大使館に依頼。インド警察と遺族との仲介を図った。
5. レイプ被害
旅行者の邦人女性が、インド人男にレイプ被害に遭った事案。本邦家族が来印、家族への支援を行う。現地でも被害者の実名入りで報道され、本邦メディアも報道。
6. レイプ被害（同種及び未遂事案複数件）
ヨガの習得のために数か月の予定で滞在していた邦人女性が、滞在先のオーナーの家族からレイプ被害に遭った。
7. 邦人置き引き被害（同種事案多数）
深夜便で到着した邦人男性（バックパッカー）が、到着後ニューデリー中央駅近くの公園で野宿中、貴重品（パスポート、現金）の入ったリュック置き引きの被害。
8. 邦人の自殺
邦人男性駐在員が、自宅の高層アパートのベランダから飛び降り自殺。
9. 出張者の事故
鉄鋼製造機メーカーが納入した機器のメンテのために来印していた邦人男性出張者2名のうちの1名が、もう1名が操作する機械の中を点検中に体を機械に挟まれて死亡。操作ミスの可能性から同僚が警察に拘束。
11. 洪水による邦人グループの孤立
カシミール地方を襲った大洪水により、某大学映画サークルのメンバー6名が孤立、家族との連絡も途絶え、大使館がインド軍に救出を要請。
12. 日本企業出張者の拘束
紙幣カウンター機を製造・販売する日本企業の男性駐在員が、同機のデモンストレーションを顧客に披露するため、デリーからバンガロールに向けて出発すべく、デモンストレーションのために使用する予定の10万枚ほどの低額インド紙幣（1ルピー札）をバッグに詰めてセキュリティを通過しようとしたところ、セキュリティチェックに引っ掛かり、当局に長時間拘留されて尋問を受けた。

13. 悪質旅行者による詐欺（同種事案多数）

空港に到着したばかりの邦人男性（バックパッカー）が、白タクで市内に移動したところ、白タクの運転手に誘導されて入店した旅行会社において通常の10倍以上の高額な旅行切符購入を強要。一旦支払った代金を返金請求するも応じず。

以上、記憶にあるものでインド特有の事案をザッと記載しましたが、個々の案件はいずれも1~2行の説明で片付けられるようなものではなく、それぞれに長いストーリーがあり、その処理には労力と時間が必要でした。他にも、実際に対応した邦人援護案件は大小含め多数あって、このコラムに書ききれるような数ではありませんが、特に強調しておきたいのは事案5及び6にあるような女性のレイプ被害がインドにおいて重大な社会問題となっていたことです。大使館では、日常から在留邦人及び旅行者に対し、肌を大胆に露出するような服装は避けること、親切を装って近づく加害者が多いことから安易に男性の誘いに応じない等広く注意喚起を行っていたのですが、被害が後を絶たなかったのは残念なことでした。また、事案の13について日常茶飯事のように高い頻度で発生しており、白タクとグルになっている手口が悪質と判断され、特定の旅行会社による詐欺の可能性が高かったことから、大使館に被害報告がある都度、旅行会社に電話で返還請求を申し入れるとともに、警察およびインド政府当局への申し入れを地道に行っていたことで、筆者が離任するころまでには被害はかなり減少したように思います。

邦人の軟禁・脅迫事件

様々な邦人援護事案に遭遇しましたが、上記援護事例の中でも3の事案はかなり特殊で、対応に当たった筆者としてもハラハラ、ドキドキする事件でしたので、あえて詳細を記しておきます。

（事案3）ある年の6月下旬の日曜日午前、筆者が自宅で遅い朝食を摂っていたところに、休日・夜間のために電話対応業務を委託していた緊急アシスタンス会社から公用の携帯電話に入電、「日本人からの電話で、インド人から軟禁状態にされているとして救助の要請があった」との報告がありました。早速、筆者が当該日本人の携帯に電話を入れたところ先方の説明は概要以下のとおりでした。

自分は、米国に留学中の日本人男子大学生（以下「学生」）で、長期休暇を利用してインドを旅行中。数日前に親しくなったインド人数名と行動を共にしていたところ、一昨日（通報の2日前）、突然に軟禁状態におかれて脅迫を受け、手持ちのクレジットカードで多額の貴金属（金貨などの金製品）購入を強要されて、カードの上限（200万円）まで使用され、購入した貴金属はインド人に奪われた。その上、カード限度額をもっと引き上げるよう、日本の親に依頼する、あるいはカード会社に直接電話するよう脅迫されている。既に、一度親に頼んで限度額を引き上げたの

で、カード会社にはこれ以上の引き上げはできないと拒否されている。親からは、大使館に電話で救助を求めるよう指示された（その後、日本在住の親からも入電）。この電話は、カード会社と連絡を取り合うためだと偽って架けているので、引き続き電話連絡は可能。何とか救出してほしい。

軟禁されていると聞いて、筆者にも緊張が走りました。日曜日で運転手は休みのため、取り急ぎオートリクシャーで大使館に急行。監禁・脅迫という人命にも関わる事案であり、領事1人での対応は困難と直感的に判断されたので、大使館の警備班員3名（警察庁及び警備会社から出向の館員2名と現地職員）と合流。その一方で、当該学生とは犯人に悟られないよう当方と粘り強く連絡を取り合うことを確認し合いました。学生によれば、軟禁場所については土地勘がないため分からないが、ニューデリーよりも少し南と思われるとのこと。その後、当方よりインド警察に事案を通報して捜査を要請。一方、学生との連絡では細心の注意を払って何とか断続的に電話連絡をすることができましたが（相手が日本語を理解していなかったことが幸い）、どうやら犯人は学生を連れ回しながら軟禁場所を転々としている様子だったので、当方から何とか場所の手がかりを掴むよう指示。

その後、最初のコンタクトから5時間ほど経過したころ、学生からの連絡でニューデリー郊外の国際空港近くのホテルに移動していることが判明。右連絡を受けて、大使館公用車で現場に向かっていたところ（インド警察も別途現場に急行）、途中で学生から入電、犯人2人とともにホテルを出て空港に移動することになり、スリランカに出国を計画している模様とのこと。急遽、行き先を空港に変更して猛スピードで空港に到着。当方の到着が犯人より1~2分早かったことが功を奏し、何とかインド人と日本人の3人組を発見するのに成功。筆者が日本人に声をかけて身柄を保護するや否や、2人のインド人は逃走を試みましたが、警備班の猛者（柔道6段）が追い付いて瞬く間に2人を組み伏せ、直後に到着したインド警察が犯人の身柄を確保、という大捕り物になりました。

大使館員が犯人確保に実力行使をしたという前代未聞の事件でしたが、犯人を組み伏せたことは一つ間違えれば大使館員が派遣国で暴力事件を起こしたと見做されかねないということで、反省すべき点もありましたが、被害者の身に万が一のことがあれば深刻な事態に発展しかねなかったという点では、やむを得ない対応だったと思っています。この事案では、被害者は米国の大学に在籍しており英語が堪能なこと、まさか他人に騙されることはないだろうという油断があったこと、さらに人を信じやすい純粋な性格の持ち主で、かつインド人との積極的な交流を望んでいたこと、高額の買い物可能なクレジットカードの所有者だったことなど、犯人にしてみればつけ込む要素がいくつもあったように思います。

犯人逮捕で事件は一件落ち着きましたが、逮捕直後にインド警察から「自分たちの車は狭いので、犯人を大使館の車に乗せて警察署まで来てほしい」と、何とも間拔

けなことを言ってきたのには驚かされました。もちろん、「被害者と加害者を同乗させる、それも大使館の公用車に犯人を乗せるなど言語道断」とこの要請は一蹴しましたが、いくら「何でもアリ」のインドとは言え、警察は一体何を考えているのかと一同唖然とさせられるというオマケまでありました。

まとめ

以上のように、インド在勤中に関わった邦人援護案件を列挙していくと、インドのネガティブな面だけが強調されてしまいますが、インドには素晴らしい面もたくさんありますし、訪れる価値のある観光地も多数抱えています。実際、世界遺産数のランキングでは世界第6位、日本の11位と比較してもはるかに上を行っており、北部のヒマラヤ山岳地方から南部の桃源郷と言われるケララ州に至るまで多様性に富む自然と気候、ヨガやアーユルヴェーダ（インドの伝統的医学）発祥の地、IT大国など、多様な顔を持つインドには魅力が満載で、インドに魅了される日本人が大勢いることも頷けます。ただ、筆者個人としては、日常の領事業務があまりにも多忙に過ぎたこともあり、週末は疲れ切って自宅でダラダラしていたというのが正直なところで、年に数回の公務出張以外ではニューデリーを離れてインド国内を見聞するような気には全くなりませんでした。したがって、今振り返ってみてもお世辞にも首都以外のインドを知っているとは言い難く、インドという国のことを語れるのかと自問自答してみても自信はないというのが正直なところです。外務省を退職してから5年も過ぎてしまいましたが、いずれ1人の旅行者としてインドを再訪する機会があればと願っており、その時に新たな魅力の発見ができないかと思っているこの頃です。

おわり

（公財）栃木県国際交流協会 参与 石塚勇人（略歴）

1977年外務省入省。外務本省では主に経済協力局、国際協力局で途上国の開発協力を担当。海外勤務歴は、在イスラエル大使館に始まり、在アンカレッジ総領事館、在モントリオール総領事館、在連合王国（英国）大使館、在南アフリカ大使館、在ギリシャ大使館、在ドイツ大使館、在インド大使館、在ニューヨーク総領事館の9公館で計29年間。ギリシャ、ドイツ、インドの各大使館で領事班長を歴任。在ニューヨーク総領事館領事部長を最後に2019年3月退官。同年5月より現職。